

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、各組織で取り組んでいる内容を踏襲し、従来とは異なる手法も取り入れながら取り組みを展開するため、大型車両の走行の安全性や重量違反車両の取締に関する知見について、情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、関係行政機関、貨物運送事業者及び荷主企業団体等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 連絡協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会の活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報の共有、意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡協議会の招集)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が招集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 連絡協議会は、必要に応じて専門的な検討を行うための総括ワーキンググループ及び合同取締ワーキンググループを設置する。

(事務局)

第7条 連絡協議会運営に関する事務は、国土交通省近畿地方整備局道路部交通対策課が行うものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成30年1月25日から施行する。

(附 則) この規約は、令和元年9月13日から施行する。

(附 則) この規約は、令和2年1月28日から施行する。

(附 則) この規約は、令和3年7月14日から施行する。

(附 則) この規約は、令和5年2月20日から施行する。

(附 則) この規約は、令和6年2月14日から施行する。

(附 則) この規約は、令和7年2月14日から施行する。